

合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの 証明に係る事業者認定実施要領

岩手県木材産業協同組合
平成24年 8 月 31日 作成
平成24年 8 月 31日 公表

第 1 目 的

本実施要領は、岩手県木材産業協同組合（以下「木産協」という。）が平成24年8月31日に作成し、公表した「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に関する岩手県木材産業協同組合の行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第 2 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明」、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」により、木産協の認定事業体（以下「認定事業体」という。）として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明、間伐材チップの証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 新規に認定を受けようとする事業者は、あらかじめ木産協が実施する「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者講習」を受講しなければならない。
- 3 本実施要領に基づく認定は木産協の会員を対象とし、会員以外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第 3 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定申請

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定申請書」を別記1-1で定める手数料とともに岩手県木材産業協同組合理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

第 4 審査及びその結果の通知

- 1 理事長は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、指名する審査員で構成する審査会を設け、その可否を決定するものとする。

- 2 審査会は、提出された「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第5の認定要件及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を行うとともに、必要と認められる場合は現地調査を実施し、認定の可否を決定したうえで理事長にその結果を報告するものとする。
- 3 理事長は審査結果を申請者に速やかに通知するものとする。

第5 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性又は持続可能性が証明された木材・木製品（以下「合法木材」という。）、間伐材であることが証明された木材・木製品（以下「間伐材」という。）及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス（以下「間伐材等由来木質バイオマス」という。）又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材・木製品（以下「その他の木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材、間伐材等由来バイオマス及び一般木質バイオマスとその他の木材が混在しないよう分別管理の方法が定められていること

(帳票管理)

- ③ 合法木材、間伐材、間伐材等由来バイオマス及び一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること

第6 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 理事長は認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を木産協のホームページ等に公表するものとする。
 - 2 事業者認定書の有効期間は、継続して認定を受ける認定事業者（以下「継続認定事業者」という。）の場合は認定の日から2年とする。
- ただし、新たに年度途中で認定した場合は、認定の日から継続認定事業者の有効期間の期限である3月31日までとする。

第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材・間伐材及び発電利用木質バイオマスであるこ

とを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

第8 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、別記4で定める「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの取り扱い実績報告」により、合法木材・間伐材及び発電利用木質バイオマスの取扱等にかかる前年度分の実績を毎年5月10日までに、理事長あて報告しなければならない。

2 理事長は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り検査

理事長は、必要に応じて、認定事業者による合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、理事長から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど木産協に協力しなければならない。

第10 認定事業者の取り消し

1 理事長は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、認定事業者名等を木産協のホームページ等に公表するものとする。

① 証明書の記載事項に虚偽があったとき

② 認定事業者から認定の取消申請があったとき

③ 認定事業者が認定事業者としての要件に適合しなくなったとき

2 理事長は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附 則

1 この実施要領は、平成21年5月11日から施行する。

2 この実施要領は、平成24年9月1日から施行する。

別記 1

合法木材、間伐材及び発電利用 木質バイオマス供給事業者認定申請書

年 月 日

岩手県木材産業協同組合
理事長 様

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴団体の認定を得て合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明を行いたいので、合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 : (別添のとおり)
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 : (別添のとおり)
- 3 過去2年間の合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの取扱実績内訳 (別記4の付表) : (別添のとおり)
- 4 事業所の敷地、建物及び施設 (土場、倉庫等) の配置状況 : (別添のとおり)
- 5 分別管理及び書類管理の方針 : (別添のとおり)
- 6 その他 (注) : (別添のとおり)

(注)

- 1 過去2年間の実績については、継続申請の場合のみ添付すること。
- 2 その他には、資格 (ISO、JAS等) を持っていれば記入してください。

別記 1 - 1

- 1 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者講習手数料（すでに受講している事業者が再度受講する場合を含む）
5 千円（1 名当たり）

- 2 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定手数料
書類審査のみの場合 1 万 2 千円
現地調査が必要な場合 実費

別記2

合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定書

年 月 日

様

岩手県木材産業協同組合
理事長

年 月 日付けで申請のありました合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給に係る事業者認定申請について、合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に係る供給事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号：岩木産協

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明書

様

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

1. 樹 種 :
2. 品 目 (注③):
3. 数 量 (注④):
4. その他必要事項

(注)

- 1 上述 1～4 の項目に○で明記すること。
- 2 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上述の情報(団体認定番号、合法木材、間伐材、間伐材由来バイオマス及び一般木質バイオマスである等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- 3 丸太、製材、合板、集成材、チップ等を記述して下さい。
- 4 商取引上の単位 (m³、本、kg、枚、t など) にて記述して下さい。

岩手県木材産業協同組合
理事長 様

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：岩木産協

合法木材、間伐材及び発電用木質バイオマスの証明された木材・木材製品等の取扱実績報告

合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1 期 間	年 4 月 1 日～ 年 3 月 31 日	
2 木材・木製品の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量	m ³
	木製品等出荷量	m ³
3 2のうち 合法木材と証明されたもの （発電用の木質バイオマスを除く）	原木（原料）入荷量	m ³
	木製品等出荷量	m ³
4 2のうち 間伐材の証明されたもの	原木（原料）入荷量	m ³
	木製品等出荷量	m ³
5 2のうち 間伐材等由来木質バイオマス であると証明されたもの	原木（原料）入荷量	m ³
	チップ等出荷量	m ³
6 2のうち 一般木質バイオマスであると 証明されたもの	原木（原料）入荷量	m ³
	チップ等出荷量	m ³

注)

- 1 原木（原料）入荷量よりも木製品等出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。（チップの場合を除く）
- 2 別記 4 の付表を添付してください。

合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス
供給認定事業者の認定取消通知書

年 月 日

様

岩手県木材産業協同組合
理事長

貴事業者については、年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第10の規定により、年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号
- 2 事業者の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 事業者の所在地
- 5 取消の理由